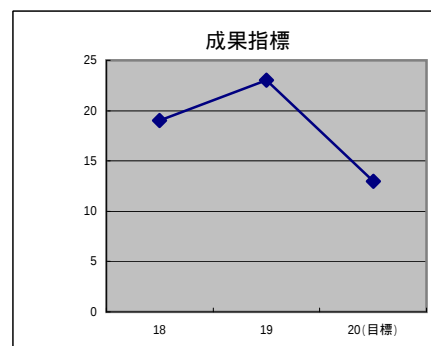
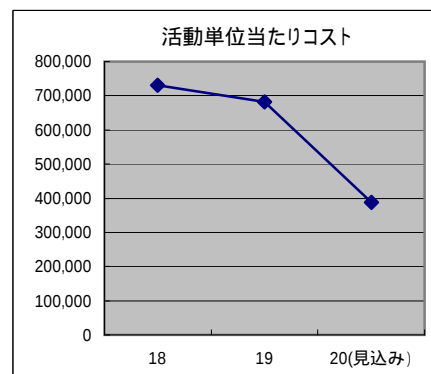


事務事業名		高齢者住宅改造助成事業		予算科目	会計	1	一般会計	
					款	3	民生費	
					項	1	社会福祉費	
					目	3	老人福祉費	
					事業	61	老人福祉援護	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	作成部署				保健福祉部保険健康室高年介護課
	施策(節)	3	高齢者福祉	連絡先				072 - 958 - 1111 内線 1391
	施策の方向	(1)	地域包括ケアシステムの構築					
関連する計画等				羽曳野市第3期高年者いきいき計画				
事業の目的								
対象(誰を・何を)								
おおむね65歳以上で、要支援・要介護認定を受けており、前年の所得税額が14万円以下の市民								
意図(どういう状態にしたいのか)								
安心・安全に在宅生活ができるよう、住宅のバリアフリー工事にに対し助成する。								
事業の内容								
在宅で低所得等の高年者の日常生活の利便を増進し、当該者がその住み慣れた地域社会において自立するとともに日常生活を安心して営むことができるようにするため、住宅の改造に要する経費を助成するものである。								
根拠法令等								
事業開始時期								
☐ 昭和 ☒ 平成 12 年 月開始 ☐ 明確にはわからない 終了年度 平成 年度								
事業開始時からの状況変化								
大阪府より補助金が3/4出ていたが、平成20年度より1/2に削減され、更にその後、大阪維新プログラムにより補助金廃止。								
市民や議会の要望								
事業継続の要望等あり(他施策にて対応)								
実施手法								
☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()								
委託先								
☐ 外郭団体委託 名称 ☐ 民間委託 委託内容								

区 分		18年度	19年度	20年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		11,815	13,763	3,114
人件費【2】 (千円)		2,052	1,938	1,938
職員数	正規職員	0.23 人	0.22 人	0.22 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.05 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.05 人	0.05 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		13,867	15,701	5,052
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)	5,907	10,314	1,557
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	7,960	5,387	3,495
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		18年度	19年度	20年度(目標)
施行箇所を支援できた件数 件		19	23	13
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】)		729,842 円	682,652 円	388,615 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		115 円	131 円	42 円



成果指標	指標名		指標設定の考え方		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	式)	高齢者住宅改造助成事業(件)	適正な助成金給付件数	目標	19	23	達成率(%)
				実績	19	23	100.0%
	式)			目標			達成率(%)

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	無	経済的弱者であり、要支援・要介護状態と認定された対象者が安全・安心な生活を享受するため必要な事業である。
				○	○						

視点	分析のためのチェック点			分析・評価の説明		
	はい	いいえ	該当なし			
妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	当該助成金事業は介護保険料で実施している住宅改修で賄えない高額な部分を補っており、また、理学療法士や建築士等を派遣して対象者への必要性や事業の柔軟性を充分確保し、事業としての妥当性は高いと思われる。 しかし、大阪府維新プログラムにより補助金がH20年7月までの暫定予算となり、費用対効果としては著しく損なわれたといえる。	
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☒	☐		
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐		
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☒	☐		
	国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐		
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☒	☐		
	緊急性が認められる	☐	☒	☐		
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☐	☐	☒	人員は必要最低限の状態であり、また簡略化や民間委託なども事業の妥当性や公平性を失う可能性が高い。	
	受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒		
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐		
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐		
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐		
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐		
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐		
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☐	☐	☐	理学療法士や建築士等の派遣で、対象者の身体状況にあった助成を実施しているので、有効性は高い。	
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☐	☐	☒		
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐		
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐		
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒		
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒		
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒		
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒		
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	件数に達成度を設定することは馴染まないが、全ての工事に対して適正給付ができたことについては評価できる。	
	成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☐	☒		
	成果指標は前年度より向上している	☐	☐	☒		

担当 部局 評価	総合評価
	☐ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☒ 廃止・休止 ☐ 完了
	評価の理由
	全ての工事に対して適正給付ができたことについては評価できる 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 介護保険の住宅改修により保険給付実績では、8割程度が20万円を下回る工事であり、介護保険の給付により対応できる状況にある。また、介護保険の住宅改修の給付は条件により多回数利用できる制度で、身体状況や住環境の変化に対応できる。よって、個人給付の問題点も考慮し市の住宅改修助成事業は平成20年度をもって廃止とする。